

長柄・桜山古墳群の 国史跡指定申請書を提出

七月九日、逗子市は長柄
申請書を文部科学省に提出
しました。

古墳発見の契機になつた
のは、平成十一年三月に民

間事業者による携帯電話関連施設設置工事に先立つ伐採によつて、逗子市と葉山町の境（行政界）にまたがる丘陵から埴輪片が採取されたことからでした。

その後、緊急分布調査も実施され、第一号墳に続いて第二号墳も同年五月には県教育委員会の試掘調査で存在が確定しました。

古墳発見後に工事計画は撤回されたことで、破壊からまぬがれ、所有者の協力も得ながら、草刈り等の環境整備や住民有志のバトロールも行われてきました。

申請に至る準備では、古墳群の基礎的調査となる測量・範囲確認調査を行われ、

地権者の同意も必要となるました。しかし、承諾を得られていません。史跡の国指定後は、史跡を負担し、残り県と市・町で負担して進められます。画策など取り組みが行わ

れます。

※教育委員会の資料より

●場所は？
葉桜団地の西端から丘陵に登つたところです。逗子市野外教育センターからの遊歩道からも行けます。標高は百から百二十㍍位の高さです。



古墳周辺の木立

●年代は？
四世紀（中頃から後半）の前期古墳時代で現存している県内で最大規模を誇る大きさのものです。

●古墳の形状は？
大形の前方後円墳

第一号墳 全長九十㍍
第二号墳 全長八十八㍍
後円部 直径五十四㍍

●古墳の特徴
三浦半島の基部に近接して二基築造され、當時、逗子湾の海が現在の陸地よりも深く入り込んでいた状況もあって、この場所は東京湾

・相模湾を見渡せる位置にあることから、交通の要衝に造られたものと考えられ、畿内ヤマト政權とつながりが深いものであることがうかがわれ、東日本の古墳時代を考える上で重要な意味をもつています。

※史跡指定後の基本構想

●第一段階
専門委員会設置、発掘調査及び遺構の保存措置。

●第二段階
公園活用に必要な遺構の整備と周辺整備、活用拠点のガイドスチール整備

*「管理計画／整備基本構

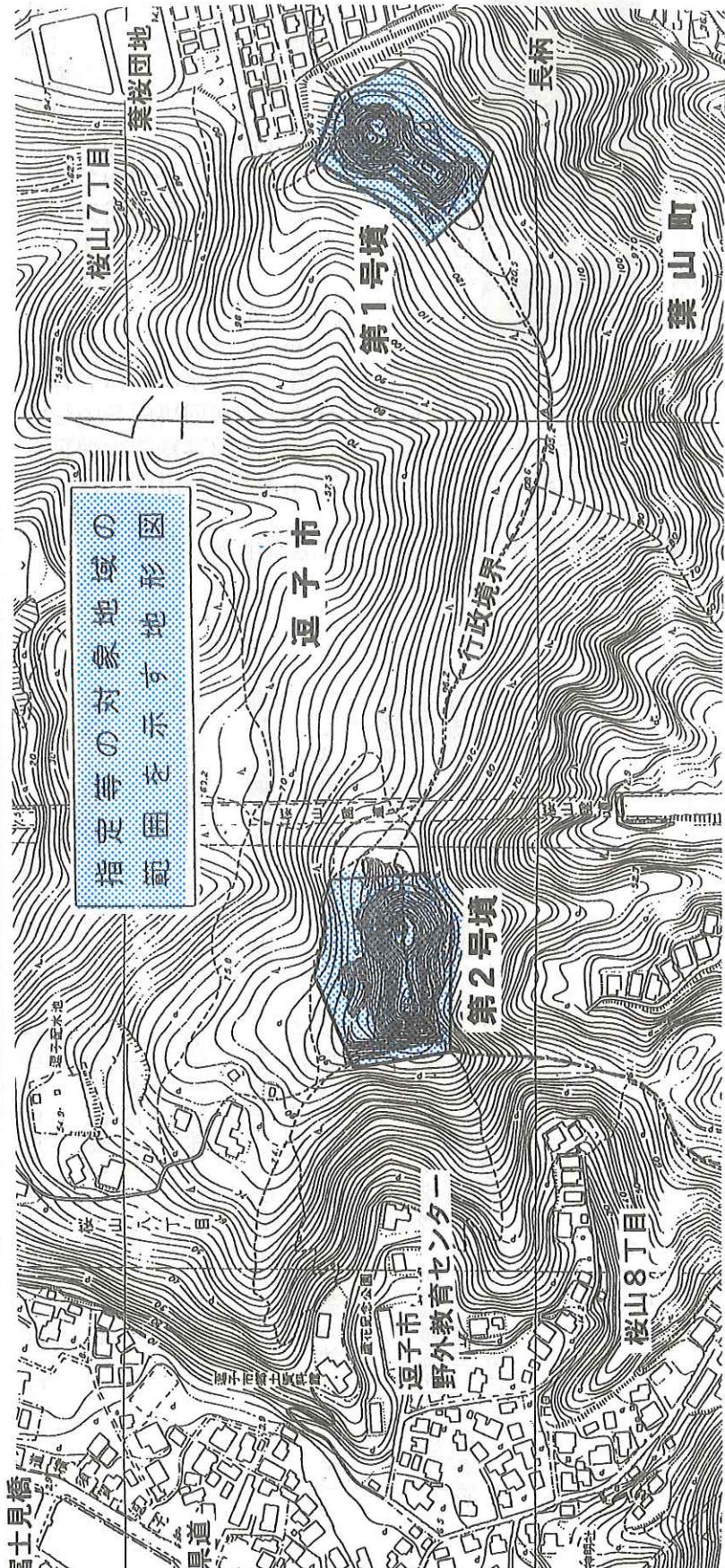
想策定」、整備委員会設置。

*史跡と周辺の自然環境、

景観に配慮した遺構復元整備など、市・町の全庁的な共同プロジェクトとしての取り組み。

古墳の取り組みによって、逗子市民と葉山町民が共有の歴史的文化財を共同で保護し、後世に残す事業を担うことになります。

・昨年から両議会で「長柄談会」が発足し活動をはじめていますが、八月一日に他都市を視察する予定です。



直接請求の病院誘致条例 八月上旬に臨市会開催

二十三日、「逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例」の制定を求める直接請求が、市長へ提出されました。請求に必要な署名数は九百九十八人（有権者の五十分の一）ですが、二千五百九十四人を市選挙管理委員会に提出。その内で二百二十九人分が無効となり、約二・三倍の二千三百六十五人が有効と認められました。市長は書類を審査し、受理すれば地方自治法第七十四条の規定により、二十日以内に議会を招集し、付議しなければなりません。そのため臨時会は八月上旬となります。

● 機密資料

間接民主制の弊害を是正し、又欠陥を補完するための住民自治、直接民主主義の原理に基づく住民の基本権です。

◎ 俗文化研究

市長が付議するものは「条例請求書」そのものではなく、請求にかかるる条例案です。また、市長が条例案を付議するに当たつて付ける意見は条例に対する執行機關としての賛否です。

アートハリバ直営のアート 美術館セレクション

総合的機能を有する病院の誘致する場所として考案されてゐる沿間三丁目のアーテンビル自治会は、直接請求による条例制定の動きに対し、条例制定に反対の署名を集め、約八割の世帯が賛同し、九百五十六人の署名を集めています。又議会の各会派にも要請活動が行われています。

間われる市長の説明責任

市長は、六月議会で「地元住民のみさなんへの理解を得る努力をしたい」と答弁。また、地元自治会内にも「病院問題プロジェクトチーム」ができたことから、今後は市長自らが「プロジェクトチーム」と話し合いを行っていくことも明らか

共済会が神奈川県へ提出した
病院等開設事業前協議會(機要)

※以下の文書は、7月15日付で、市当局から市議会へ送付された病院等開設事前協議書における事前協議を求める病院の概要です。

事育行務議求あるる病院の概要

1. 病院の開設等の目的
逗子市内の病床は極端に少なく、一刻を争う救急医療に時間を持つことは市民に大きな不安を抱かせている。逗子市民の総合的病院の開設は、非常に大きなものがある。

こうした中、逗子市から病院誘致の要請があつた。逗子市が求める機能は、地域医療の中核機能を有し、併せて救急医療機能の拠点としての機能を有する病院であるとして、市が所有する土地（称）第6小学校建設予定地）を提供するとの条件が提示され、連絡が引き受けることになった。

- | | | | |
|----------------|---|--|----|
| 2. 名 称 | 国家公務員共済組合連合会 逗子共済病院（仮称） | | |
| 3. 病院の開設等の場所 | 逗子市沼間3丁目630番13
(※敷地面積 22,330m ²) | | |
| 4. 病院の開設予定年月日 | 平成18年(2006年)4月 | | |
| 5. 病床の種別及び病床数 | 一般病床
新たに申請する病床数 | 350床
230床 | |
| 6. 診療を行おうとする科目 | ①内科、②神経内科、③呼吸器科、④消化器科、⑤循環器科、⑥整形外科、⑦脳神経科、⑧小児科、⑨産婦人科、⑩眼科、⑪放射線科、⑫泌尿器科、⑬リハビリテーション科、⑭精神科 | | |
| 7. 建築物 | * 地上 4階
* 高さ
* 床面積
* 延べ床面積 | 約15メートル
約7,000m ²
約24,000m ² | 2階 |

」という判断、答弁は避け
てきました。また、現在の交渉先である国家公務員共済組合連合会から
の正式回答もされていないなどもありて、議会
の質問に対する「池子を
断念する」という明言を避けてきました。
今後、この点からも市長
の政策的、政治的な判断が
問われるところになります。
アーテンヒル自治会のみ
なさんの要求は、今年一月
に突然持ち込まれた誘致問
題に対し、納得の行く結
論を求めているものでは

そして、その要求は長島市長自身が行政の長として述べている「説明責任」と「納得の体系」からも必要のことではないでしょうか。

日本で初
家族みんなが楽しめる
新 新 版
しんしん
shin shin
日曜版

タブロイド判週刊新聞
36ページうちカラー8ページ・月800円